

2026年6月吉日

預金口座解約手続きにおける押印省略について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当組合では、個人および個人事業主のお客さまを対象に、普通預金・貯蓄預金口座の解約手続きにつきまして、顔写真付公的身分証明書をご提示いただくことで、届出印の押印を省略できる取扱いを開始いたします。また、本手続きの開始にあたり、預金規定を改定いたします。

今後も、お客さまの利便性の向上に取り組んでまいりますので、引き続き当組合をご愛顧いただきませうようお願い申し上げます。

記

取扱開始日 および 預金規定改定日	2026年6月15日(月)
対象となるお客さま	個人・個人事業主の方 ※ ご本人さまによる対面でのお手続きに限ります。
対象となる口座	普通預金口座・貯蓄預金口座 ※ 総合口座で定期預金残高がある場合や、投資信託の振替口座、 またはカードローンの返済口座である場合などは、その解約等に 届出印が必要な場合がございます。
ご持参・ご提示 いただくもの	・通帳 ※ 紛失の場合は、別途ご相談ください。 ・顔写真付公的身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等) ※ 届出印の押印に代わり、写しを取得させていただきます。
改定する預金規定	普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金規定 ※ 改定する条項につきましては、新旧対比表をご覧ください。 ※ 改定後の規定につきましては、改定日以降、当組合ホームページ 「規定一覧」へ掲載いたします。なお、改定後の規定は、改定前から お取引いただいているお客さまにも適用されます。

以 上

預金規定 新旧対比表（該当箇所のみ）

改定日 2026年6月15日

改定後	改定前
コー21ー (03) 普通預金規定	コー21ー (03) 普通預金規定
<p>14. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。</u></p>	<p>14. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。</u></p> <p><u>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。</u></p>
コー21ー (02) 総合口座取引規定	コー21ー (02) 総合口座取引規定
<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。</u>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。 なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。</p> <p><u>(2) 前項の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>(3) 第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</u></p>	<p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。</u>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。 なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。</p> <p><u>(2) 第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。</u></p>
コー21ー (10) 貯蓄預金規定	コー21ー (10) 貯蓄預金規定
<p>15. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</u></p> <p><u>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。</u></p>	<p>15. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。</u></p> <p><u>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害を支払ってください。</u></p>